(証券コード8366)
平成23年６月３日

株主の皆さまへ

大津市浜町１番38号
株式会社 滋賀銀行
取締役頭取 大 道 良 夫

第124期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、このたびの東日本大震災で被災された皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当行第124期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成23年６月23日（木曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

パソコンまたは携帯電話から当行の議決権行使サイト（http：//daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、お手続きに際しましては、73頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1．日　　時　平成23年６月24日（金曜日）午前10時

2．場　　所　大津市浜町１番38号

当行本店２階ホール

〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

3．目的事項

報告事項　1．第124期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第124期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役17名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4．招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

(1) 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。

(2) 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使内容を有効といたします。

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2．株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。

3．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.shigagin.com）においてお知らせさせていただきます。

4．当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第124期 事業報告

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

１　当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

（金融経済環境）

当年度における我が国経済は、アジアの新興国向けを中心とする輸出や国内の政策効果等により、一部では企業収益の改善や個人消費の回復がみられ、景気持ち直しの動きがみられました。しかしながら、雇用情勢・所得環境の改善が進まない中、エコカー補助金などの政策効果が一部剥落したことや、中東諸国の政治的な混迷等、世界経済に新たな不安要素が生まれたことにより、その動きは緩やかなものに止まりました。また、３月11日に発生した東日本大震災の直接的な被害に加えて、原発問題や電力不足等により、生産面を中心に、再び下押し圧力の強い状態になりました。

県内経済では、中国をはじめとする新興国や欧米等の外需が堅調に推移したことに加え、電気機械や輸送機械などの内需に持ち直しの動きがみられ、生産活動は概ね回復基調にて推移いたしました。一方、景気の先行き不透明感、企業収益の伸び悩みなどの要因により、需要面および投資マインドの本格的な回復には至りませんでした。

金融面では、株安・円高・金利安の厳しい環境が続く中、「新成長戦略」の閣議決定を受けて、日本銀行が、我が国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するため、資金供給を行いました。

（事業の経過及び成果）

このような金融経済環境のもと、当行は、昨年４月に「～ＮＥＸＴ　ＳＴＡＧＥへの挑戦～“対話力”強化による更なる共存共栄を目指して」を基本ビジョンとした第４次長期経営計画（期間：平成22年４月～平成25年３月）をスタートさせました。本計画期間において、より強靭な体質で持続的な成長を遂げ、地域社会とともに進化するために、「高い付加価値を提供できる金融サービス業の実現」を目指しております。具体的には、「３つのブランド戦略～知恵と親切の提供～」を柱とする独自のリレーションシップ・バンキングを展開し、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

「３つのブランド戦略」の展開

①ネットワークのしがぎん

＜個人のお客さま向け＞

お客さまの幅広い資産形成・運用ニーズにお応えするため、個人特化型店舗として設置しております「草津パーソナル出張所」「南草津パーソナル出張所」にてご提供するサービスを充実いたしました。草津パーソナル出張所では、生命保険に関するあらゆるご相談にお応えする「保険コンサルティングサービス」を昨年10月から開始するとともに、南草津パーソナル出張所では、従来「日曜日のみ」実施しておりました「休日相談（予約制)」を、昨年７月からは「土・日営業」に拡充いたしました。引き続き、両パーソナル出張所では、平日、土・日の資産形成・運用のご相談をはじめ各種セミナー開催を通して、お客さまのライフプランにあった資産形成・運用のお手伝いをしてまいります。

このほか、現状の投資環境や今後の相場見通しなどについてのご理解を深めていただくため、金融商品を保有いただいているお客さまを対象に、「投資信託運用報告会」、「個人年金保険ご契約者セミナー」、および「資産運用セミナー」などを開催し、今後の投資判断に役立てていただきました。また、昨年４月には、一部県外店舗を除く全店に、「資産運用アドバイザー」を配置し、金融商品はもとより、不動産の有効活用や遺言・相続をはじめとする、ご資産全般にかかるニーズにお応えできる態勢整備を行ないました。

また、滋賀県の更なる観光振興と地域活性化の観点から、滋賀県ゆかりの浅井三姉妹の三女「江」を主人公とする平成23年ＮＨＫ大河ドラマ「江～姫たちの戦国」の放映に先立ち、昨年９月から、「しがぎん『江姫』キャンペーン（平成22年９月27日～平成22年11月19日)」を実施いたしました。期間中、定期預金のお預け入れや投資信託などのご契約をいただいたお客さまにはオリジナル「江姫通帳ケース」をお配りした他、抽選で「江姫びわ湖クルーズ」や「近江の宿　宿泊ご優待券」のプレゼントを実施し、好評を得ました。

また、ご融資のお取引につきましては、お客さまの幅広いニーズにお応えできるように商品の充実を図りました。住宅関連では、ご自宅の購入やローンのお借り換えをご検討のお客さまがライフプランにあわせてご利用いただけるよう、昨年10月より住宅ローンの金利プランを更に充実いたしました。また、無担保ローンにおいて、今年３月にスピードローン「ジャストサポート」をリニューアルし、お借り入れ限度額を300万円から500万円まで引き上げ、他社でご利用中のローンのお借り換えにもご利用いただけるようにするとともに、新たに、地震などによる災害からの復旧を目的とした「災害復旧プラン」をご用意いたしました。

＜法人・事業者のお客さま向け＞

お取引先が今後の事業展開のヒントや、新たなビジネスパートナーを見つけていただく場として、昨年６月に環境分野に特化し３回目となる「『しがぎん』エコビジネスマッチングフェア2010」を開催いたしました。本フェアは、「環境を主軸としたＣＳＲ経営」を標榜する当行が主体的にお取引先の販路開拓・技術提携・共同開発等のサポートを行い、お取引先の売上増強をサポートすることを目的に開催しているものです。当日は79社の皆さまに出展いただくとともに、約2,150名の方に来場いただき、約800件の商談が行われるなど各ブースは終日賑わいました。

また、当行はニュービジネスの育成が地域金融機関の使命と考え、平成12年度より「サタデー起業塾」を毎年開催してまいりましたが、平成20年度からは「環境ビジネスでのニュービジネス育成」に特化した「エコビジネスフォーラム　サタデー起業塾」として開催しております。当年度は、昨年10月に名古屋で開催された「ＣＯＰ10（生物多様性条約第10回締約国会議)」を見据え、「環境（気候変動・生物多様性)」をテーマに開催いたしました。環境ビジネスへの関心が高まる中、引き続き「産学官・金(金融)」の連携により、お取引先の「環境ビジネス」への展開をサポートしてまいります。

一方で、当行の店舗戦略である、既存の営業基盤を起点として営業エリアを拡大していく「にじみ出し戦略」を推し進める一環として、昨年６月に三重法人営業部を土山支店内から移設し、四日市市内に開設いたしました。また、本年６月には大阪北法人営業部を梅田支店内から移設し、ＪＲ新大阪駅前に開設いたします。滋賀県は京阪神から東海地区に至る一つに繋がった経済圏の中核的位置にあり、その地域に本拠を置く唯一の地方銀行として、資金や情報の流れである「商流」の要の役割を果たすことにより、地域全体の経済力の底上げに取り組んでまいります。

また、独自の内部格付情報を活用して、お取引先の「強み」「弱み」を共有化し、問題解決や財務改善を図る「格付コミュニケーション・サービス」のご提供に注力いたしました。先行き予断を許さない経済環境下、引き続きお取引先の永続的な経営基盤の構築や企業価値向上のサポートに取り組んでまいります。

併せて、企業再生支援への取り組みとして、審査部内の「企業経営支援室」を増員し、本支店一体となった企業再生支援の充実を図りました。企業再生は、お取引先の経営改善に繋がるだけでなく、当行にとっても、信用コストの抑制に繋がり、ひいては当行の基礎的な収益力の強化にも資するものと考えております。

当行では、今後とも「お取引先の成長なくして当行の成長なし」との思いを込め、お取引先に対する経営サポート態勢を一層強化し、当行が保有する豊富なソリューション機能やネットワークを活用し、お取引先との「共存共栄」を目指してまいります。

②アジアに強いしがぎん

当行は近畿で唯一、海外に支店を有する地方銀行として、香港支店で銀行業務を行っております。加えて、上海駐在員事務所と連携することにより、お取引先のアジアビジネスの展開を長きにわたりサポートしてまいりました。

昨年９月には、人民元建て決済サービスの取り扱いを開始し、地方銀行で初めてとなる人民元建て外国送金を行いました。また、今年２月には香港支店でも人民元建て業務の取り扱いを開始し、現地での人民元建て融資取引や預金取引にもお応えできる体制となりました。

また、お取引先のアジアをはじめとした海外進出や海外販路の開拓をサポートすることを目的として、平成５年の第１回以来、毎年「『しがぎん』アジアセミナー」を開催してまいりました。これまでは、滋賀県内の開催でしたが、当年度は、滋賀会場（昨年11月）に加え、京都会場（２月）および三重会場(２月）の３つの会場にて、中国最新事情やインドの投資環境などをテーマに開催いたしました。

また、上海（中国）での海外商談会（平成18年より毎年開催）に加え、昨年11月にはバンコク（タイ）でも海外商談会を共催し（共催者：カシコン銀行)、お取引先とタイ企業とのビジネスマッチングをサポートいたしました。

今後も、当行の２つの海外拠点（香港支店・上海駐在員事務所）と国際部「アジアデスク」および国内各支店のネットワークを活用して、お取引先のアジアビジネスを積極的にサポートしてまいります。

③ＣＳＲのしがぎん

当行は、環境を主軸とするＣＳＲの追求を「銀行経営の要諦」と位置づけ、「クリーンバンクしがぎん」を合言葉に、経営に環境を取り込んだ「環境経営」と、金融に環境を組み込んだ「環境金融」を積極的に展開しております。

昨年８月、当行は、琵琶湖畔に本拠を置く企業の社会的使命として、地方銀行で初めて「生物多様性保全方針」を制定いたしました。この方針に則り、琵琶湖から享受している生物多様性がもたらす豊かな恵みに感謝するとともに、この豊かな恵みを将来世代に引き継ぐことの重要性を認識し、「生物多様性格付（ＰＬＢ格付ＢＤ)」などを用いた環境対応型金融商品と、「ヨシ刈り」や「ニゴロブナ・ワタカの放流」などの生態系保全活動により、生物多様性の保全に取り組んでまいります。

また、平成15年４月から取り扱いを開始しております「しがぎんエコプラス定期」は、おかげさまで販売開始からの累計件数が179万件を超え、累計販売額は、１兆6,282億円となりました。この商品は、お客さまが当行のダイレクトチャネル（ＡＴＭ・インターネットバンキング等）を利用して定期預金をお預けいただいた場合、１回のお預けごとに７円（定期預金申込用紙の紙資源消費削減分相当額）を当行が負担して積み立て、この積立金を子どもたちの環境学習の実践の場となる「学校ビオトープ」づくりの活動資金として、拠出させていただくというもので、当年度は滋賀県内の３つの小学校へ合計150万円を寄贈いたしました。平成18年度以来、累計で滋賀県内の16の小学校で「ビオトープ」が完成しております。

このような独自の「環境経営」、「環境金融」への取り組みに対して、外部から高い評価を頂戴し、平成22年６月に「第８回日本環境経営大賞・環境経営パール大賞（第１回に次いで２回目の受賞)」、平成23年３月に「第14回 環境コミュニケーション大賞・優秀賞（テレビ環境ＣＭ部門)」を受賞する栄に浴することができました。これは、まさに地元の皆さま、お取引先の当行へのご理解、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当行は、「ＣＳＲ憲章」に掲げた“地域社会との共存共栄”をモットーに、環境省認定の「エコ・ファースト企業」として、「お金の流れで地球環境を守る」との気概で更なる「環境経営」の実践と充実に努めてまいります。

以上のように、当行は、株主の皆さまをはじめ地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、第124期の決算は次のとおりとなりました。

まず、預金等（譲渡性預金含む）につきましては、個人預金を中心に順調な伸びを示しましたことから、期中1,178億円増加し、期末残高は４兆88億円となり、期末残高として初めて４兆円を突破いたしました。

また、貸出金につきましては、３月11日に発生しました東日本大震災の影響を受けて手元流動性を高めておきたいというニーズもあり事業性貸出が増加したのに加え、住宅ローンを中心に個人向け貸出も安定した増加基調を確保したことから、全体では期中532億円増加し、期末残高は２兆7,748億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を十分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、465億円増加し、期末残高は１兆3,853億円となりました。なお、このうち、時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中の株式相場の下落などから、減少を余儀なくされましたが、当期末現在なお、597億円を確保しております。また、商品有価証券の期末残高は５億円となっております。

次に損益状況について申し上げますと、当期も厳しい収益環境が続く中、とりわけ貸出金利回りの低下を背景に資金運用収益が減少しましたことから、経常収益は前年度比51億54百万円減少して、812億円となりました。

景気の先行き不透明感などから企業収益の改善が遅れる中、「問題は先送りしない」との方針のもと、自己査定を厳格に実施した結果、個別貸倒引当金繰入等の不良債権処理費用が108億14百万円発生したため、経常利益は88億19百万円となり、前年度比19億33百万円の増加にとどまりました。この結果、当期純利益も38億45百万円の計上となり、前年度比減少（58百万円の減少）となりました。また、当年度の連結経常利益は、前年度比29億61百万円増加し、118億42百万円、連結当期純利益も同３億54百万円増加し46億76百万円となりました。

なお、当年度より、スタートさせました第４次長期経営計画（期間３年間：平成22年４月～平成25年３月）において、目標とする経営指標の達成度は次のとおりです。

目標とする経営指標	目標(平成25年３月末)	実績(平成23年３月末)
連結Ｔier1比率	9.0%以上	9.58%
連結ＲＯＥ	3.5%以上	1.99%
単体ＯＨＲ	65%以下	65.73%
CO_2排出量	25%削減（2006年度比較）	※　56.38%削減

※　排出権の購入によるカーボンオフセット効果31.45%の削減を含みます。

（対処すべき課題）

３月11日に発生した東日本大震災は我が国にとってまさに戦後最悪の自然災害となりました。震災後の我が国経済は、生産設備の毀損、サプライチェーンにおける障害、電力供給の制約などから生産活動を中心に下押し圧力が強い状態が続き、輸出や国内民間需要にも影響が及んでおります。今後、供給面での制約が和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕在化などから、緩やかな回復経路に復していくことが期待されますが、大規模な余震の継続的な発生や原発事故の解決の長期化が懸念され、依然、不透明な状況にあります。

また、金融業界においても、近く導入が予定されている新たな自己資本比率規制や国際財務報告基準への対応など、金融機関を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増すことが予想されます。

このような中、当行は、第４次長期経営計画の中間年度となる次年度におきましても、滋賀県内に本拠を構える唯一の地方銀行として、きめ細かい対話を通じてお客さまを一層“熟知”し、多様化するニーズを的確に把握するとともに、課題の解決や付加価値の高いサービスの提供に努めます。具体的には、「３つのブランド戦略～知恵と親切の提供～」（①お客さまの企業価値向上などを目指す「ネットワークのしがぎん」、②お客さまのアジアビジネスをサポートする「アジアに強いしがぎん」、③環境経営を実践する「ＣＳＲのしがぎん」）に一層磨きをかけ、各分野で多面的な“知恵と親切の提供”に努めてまいります。

「お取引先の成長なくして当行の成長なし」との考えのもと、当行がＣＳＲ憲章（経営理念）に掲げている「地域社会との共存共栄」を実現するため、リレーションシップ・バンキングの一層の実践により、コンサルティング機能、および、ビジネスマッチング機能などを発揮し、お取引先の成長、地域社会の発展、ひいては当行の企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
連結経常収益	1,148	948	966	918
連結経常利益(経常損失△)	108	△170	88	118
連結当期純利益(純損失△)	35	△162	43	46
連結純資産額	2,568	2,189	2,577	2,575
連結総資産	41,151	41,230	43,022	44,204

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	35,994	36,611	37,880	38,991
定期性預金	19,518	20,326	21,193	21,550
その他	16,475	16,285	16,686	17,441
貸出金	25,589	27,183	27,215	27,748
個人向け	6,916	7,083	7,235	7,370
中小企業向け	12,446	12,462	12,242	12,137
その他	6,225	7,636	7,737	8,241
商品有価証券	10	11	10	5
有価証券	12,251	11,138	13,388	13,853
国債	3,510	3,472	4,931	5,255
その他	8,741	7,665	8,456	8,598
総資産	40,984	41,077	42,856	44,017
内国為替取扱高	223,452	214,320	191,533	206,640
外国為替取扱高	百万ドル 2,579	百万ドル 2,667	百万ドル 2,164	百万ドル 2,366
経常利益（経常損失△）	百万円 10,119	百万円 △18,886	百万円 6,886	百万円 8,819
当期純利益（当期純損失△）	百万円 3,300	百万円 △16,604	百万円 3,904	百万円 3,845
１株当たりの当期純利益（１株当たりの当期純損失△）	円 銭 12 48	円 銭 △62 86	円 銭 14 79	円 銭 14 56

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,650人	2,638人

(注) 1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 使用人数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,112人を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

(イ) 営業所数の推移

当行：

国内：本店、京都支店、大阪支店、東京支店、ほか133店（前年度末136店）

海外：香港支店（前年度末１店）

国内の営業所数には、当行の100%出資子会社である銀行代理店の営業所10店（前年度末８店）を含んでおります。また、上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を１か所（前年度末１か所）設置しております。

しがぎんリース・キャピタル株式会社：大津本社ほか９営業所
しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社
しがぎん不動産株式会社：大津本社
しがぎんキャッシュサービス株式会社：大津本社
滋賀保証サービス株式会社：大津本社
しがぎんコンピュータサービス株式会社：大津本社
株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社
株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社
株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社

(ロ) 当年度の新設営業所

営業所名	所在地
当行上野支店 三重法人営業部	三重県四日市市安島１丁目２番27号 ジェックＳビル７階

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当ありません。

(ニ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位:百万円）

設備投資の総額	3,099

ロ　重要な設備の新設等

（単位:百万円）

内　　容	金　　額
店舗用地の購入	747
店舗等の新設・改修	1,105
事務機器等の購入	1,172
コンピュータ（ソフトウェア）開発・購入	74
合　計	3,099

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
しがぎんビジネスサービス株式会社	大津市浜町１番38号	事務代行業務	昭和54年７月11日	百万円 30	% 100.00	
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町１番38号	銀行代理店業務	昭和61年８月１日	40	100.00	
しがぎん不動産株式会社	大津市浜町１番38号	不動産管理業務	昭和62年４月１日	10	100.00	
しがぎんキャッシュサービス株式会社	大津市浜町１番38号	現金精査・整理、ＡＴＭ管理業務	平成５年７月９日	10	100.00	
滋賀保証サービス株式会社	大津市浜町１番38号	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務	平成16年４月１日	60	100.00	
Shiga Preferred Capital Cayman Limited	英国領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウスチャーチストリート、アグランドハウス、私書箱309 ＧＴ	優先出資証券の発行、当行への劣後ローンの供与、その他これらに付随する業務	平成18年10月３日	20,600	100.00	
しがぎんコンピュータサービス株式会社	大津市浜町１番38号	事務計算受託業務	昭和52年４月１日	20	90.00 (42.50)	注４
株式会社しがぎん経済文化センター	大津市浜町１番38号	コンサルティング業務	昭和59年３月21日	10	90.00 (85.00)	注４
株式会社滋賀ディーシーカード	大津市浜町１番10号	クレジットカード業務	昭和60年４月１日	30	88.00 (43.00)	注４
しがぎんリース・キャピタル株式会社	大津市浜町４番28号	リース、投資業務	昭和60年５月１日	31	41.96 (36.97)	注４
株式会社しがぎんジェーシービー	大津市浜町４番28号	クレジットカード業務	平成３年４月４日	30	93.33 (45.83)	注４

(注) 1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は、間接所有割合（内書き）であります。
4. 銀行法施行令第４条ノ２第２項に規定する子法人等であります。

[重要な業務提携の概況]

1. 地方銀行63行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行63行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行63行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
髙田紘一	取締役会長		
大道良夫	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
磯部和夫	専務取締役（代表取締役） 総合企画部担当		
森　悦雄	常務取締役 業務統轄部・システム部担当		
井上泰彦	常務取締役 営業統轄部・国際部担当		
中川　浩	常務取締役 経営管理部・人事部担当		
吉田郁雄	常務取締役 総務部・市場金融部担当		
西澤由紀夫	常務取締役 秘書室・審査部担当		
大田　伸	取締役 監査部長		
井上則男	取締役 本店営業部長		
高橋祥二郎	取締役 京都支店長		
児玉伸一	取締役 営業統轄部長		
西川健三郎	取締役 大阪支店長		
奥　博	取締役 東京支店長		
諸頭　一	取締役 人事部長		
今井悦夫	取締役 審査部長		
森谷圭一	取締役 総務部長		
岩﨑　博	取締役 システム部長		
藤井　実	常勤監査役		
水谷正道	常勤監査役		

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西　川　甚五郎	非常勤監査役（社外監査役）	西川産業株式会社代表取締役会長 西川テックス株式会社代表取締役会長 西川リビング株式会社代表取締役会長	
安　原　　正	非常勤監査役（社外監査役）		

(注) 監査役安原正氏は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

（金額単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	19人	343　(48)
会 計 参 与	―	―　(―)
監　査　役	4人	53　(4)
執　行　役	―	―　(―)
計	23人	396　(53)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等の金額は138百万円（うち報酬以外の金額44百万円）であります。
3. (）内は、報酬以外の金額であります。
4. 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は504百万円（月額42百万円）であります。
5. 上記の支給額には、当該事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額52百万円（取締役18名・48百万円、監査役２名・４百万円)、及び平成22年６月25日開催の第123期定時株主総会決議に基づき退任取締役１名に対して支給した役員退職慰労金０百万円を含んでおります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
西　川　甚五郎	西川産業株式会社代表取締役会長 西川リビング株式会社代表取締役会長 西川テックス株式会社代表取締役会長

社外役員西川甚五郎が兼職する会社と当行の関係は次のとおりであります。

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
西川産業株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 利息の受取他	190 15	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益	500 960 0 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
西川リビング株式会社	被所有 0.36%	資金の貸付(純額) 支払保証(純額) 利息の受取他	100 54 27	証書貸付 当座貸越 支払承諾見返 未収収益 前受収益	683 600 79 0 0	同上
西川テックス株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 支払保証(純額) 利息の受取他	△30 1 0	支払承諾見返 前受収益	1 0	同上

(注)「取引の内容」欄の資金の貸付（純額）については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
西　川　甚五郎	16年９月	取締役会へは定例取締役会12回中８回出席（出席率67%）・臨時取締役会２回中０回出席、また監査役会へは13回中９回出席（出席率69%）しております。	取締役会では主に長年の会社経営者としての見地から発言を行っております。 また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
安　原　　正	６年９月	取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）・臨時取締役会２回中０回出席、また監査役会へは13回中13回出席（出席率100%）しております。	同　　上

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
西　川　甚五郎 安　原　　正	・社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、定款第38条の規定の範囲内である1,000万円又は次の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。 ①その在職中に銀行から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額。 ②銀行の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	２人	11　(―)	―

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. (　) 内は、報酬以外の金額であります。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	500,000千株
発行済株式の総数	265,450千株

(2) 当年度末株主数　13,252名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,574　千株	5.52　%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	14,168	5.36
日本興亜損害保険株式会社	11,651	4.41
日本生命保険相互会社	9,475	3.59
滋賀銀行従業員持株会	6,960	2.63
株式会社みずほコーポレート銀行	6,500	2.46
明治安田生命保険相互会社	6,199	2.34
第一生命保険株式会社	5,626	2.13
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,580	2.11
中央三井信託銀行株式会社	5,521	2.09

5　当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　西村　　猛 指定有限責任社員　木村　幸彦 指定有限責任社員　河津　誠司	64	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・内部勉強会実施に伴う講師派遣料

(注) 1.　上記の監査法人に対して、当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円であります。

2.　当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

ロ　会社法第459条第１項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

該当ありません。

ハ　銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当ありません。

7　業務の適正を確保する体制

当行は、ＣＳＲ（企業の社会的責任）を銀行経営の要諦と位置づけ、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、法令遵守を銀行経営の最重要課題と認識し、誠実で公正な企業活動の遂行に努めております。なお、当行では、社外監査役を含む監査役会が取締役の職務の執行状況をチェックすることで、法令及び定款に適合することを確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。

また、半期毎に取締役会で「リスク管理方針」を定め、経営環境の変化に対応しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めたうえで、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。

役付取締役については、担当部室及び営業エリアを定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、法令遵守を銀行経営の最重要課題と認識し、法令遵守の基本規程である「法令等遵守規程」を定め、誠実で公正な企業活動の遂行に努めております。

この規程に基づき、行内横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置し、毎年度の「コンプライアンスプログラム」の起案、並びに法令等違反に関する事実の報告・相談体制を整備し、重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。

また、「法令等遵守規程」に基づき、「内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン)」を整備しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力が取引先となることを防止するとともに、不当な要求には応じません。

(6) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。

当行のグループ会社には、全て当行から業務に精通した取締役を派遣しております。また、「職制規程」において、グループ会社の統轄は総合企画部が行うことを定めております。

グループ会社の代表取締役は、全部課店長会やＣＳＲ委員会等の重要な会議に出席しております。

当行の監査役及び監査部は、グループ会社に対しても定期的に業務監査を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当行は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、遅滞なく対応するとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築いたします。なお、監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当行の経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、取締役会及び常務会へ出席しているほか、内部監査報告会、コンプライアンス委員会、ＣＳＲ委員会、ＡＬＭ委員会等の主要な会議にも出席しております。

また、監査役は代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。

なお、当行は、稟議書やその他の重要な報告は監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。

８　会計参与に関する事項

該当ありません。

９　その他

該当ありません。

(平成23年３月31日現在) **連結貸借対照表**

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	54,550	預金	3,891,407
コールローン及び買入手形	85,259	譲渡性預金	109,679
買入金銭債権	16,651	債券貸借取引受入担保金	1,534
商品有価証券	599	借用金	47,158
金銭の信託	7,876	外国為替	59
有価証券	1,385,525	社債	20,000
貸出金	2,768,107	その他負債	41,244
外国為替	4,970	退職給付引当金	12,788
その他資産	40,059	役員退職慰労引当金	296
有形固定資産	58,037	睡眠預金払戻損失引当金	722
建物	14,716	利息返還損失引当金	185
土地	39,444	偶発損失引当金	429
建設仮勘定	2	再評価に係る繰延税金負債	10,404
その他の有形固定資産	3,874	負ののれん	47
無形固定資産	3,020	支払承諾	26,990
ソフトウェア	2,845	**負債の部合計**	**4,162,948**
その他の無形固定資産	174	(純資産の部)	
繰延税金資産	5,563	資本金	33,076
支払承諾見返	26,990	資本剰余金	23,970
貸倒引当金	△36,092	利益剰余金	127,215
投資損失引当金	△641	自己株式	△934
		株主資本合計	**183,327**
		その他有価証券評価差額金	40,673
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	9,999
		その他の包括利益累計額合計	**50,672**
		少数株主持分	**23,531**
		純資産の部合計	**257,531**
資産の部合計	**4,420,479**	**負債及び純資産の部合計**	**4,420,479**

〔平成22年４月１日から平成23年３月31日まで〕 連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**91,812**
資金運用収益	**63,860**	
貸出金利息	48,140	
有価証券利息配当金	15,050	
コールローン利息及び買入手形利息	351	
預け金利息	13	
その他の受入利息	305	
役務取引等収益	**12,152**	
その他業務収益	**14,102**	
その他経常収益	**1,696**	
経常費用		**79,970**
資金調達費用	**7,467**	
預金利息	6,203	
譲渡性預金利息	297	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
債券貸借取引支払利息	9	
借用金利息	563	
社債利息	378	
その他の支払利息	14	
役務取引等費用	**3,618**	
その他業務費用	**6,827**	
営業経費	**48,231**	
その他経常費用	**13,824**	
貸倒引当金繰入額	8,646	
その他の経常費用	5,178	
経常利益		**11,842**
特別利益		**1,511**
固定資産処分益	**51**	
償却債権取立益	**1,459**	
特別損失		**1,561**
固定資産処分損	**164**	
減損損失	**1,383**	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	**13**	
税金等調整前当期純利益		**11,792**
法人税、住民税及び事業税	**6,736**	
法人税等調整額	**△816**	
法人税等合計		**5,920**
少数株主損益調整前当期純利益		**5,872**
少数株主利益		**1,195**
当期純利益		**4,676**

〔平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで〕

連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	33,076
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	33,076
資本剰余金	
前期末残高	23,970
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	23,970
利益剰余金	
前期末残高	123,762
当期変動額	
剰余金の配当	△1,583
当期純利益	4,676
土地再評価差額金の取崩	360
当期変動額合計	3,452
当期末残高	127,215
自己株式	
前期末残高	△916
当期変動額	
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△17
当期末残高	△934
株主資本合計	
前期末残高	179,892
当期変動額	
剰余金の配当	△1,583
当期純利益	4,676
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	360
当期変動額合計	3,434
当期末残高	183,327

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	44,550
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,877
当期変動額合計	△3,877
当期末残高	40,673
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0
当期変動額合計	0
当期末残高	0
土地再評価差額金	
前期末残高	10,359
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△360
当期変動額合計	△360
当期末残高	9,999
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	54,909
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,236
当期変動額合計	△4,236
当期末残高	50,672
少数株主持分	
前期末残高	22,935
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	595
当期変動額合計	595
当期末残高	23,531
純資産合計	
前期末残高	257,738
当期変動額	
剰余金の配当	△1,583
当期純利益	4,676
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,641
当期変動額合計	△206
当期末残高	257,531

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等　　11社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社
しがぎん代理店株式会社
しがぎん不動産株式会社
しがぎんキャッシュサービス株式会社
滋賀保証サービス株式会社
Shiga Preferred Capital Cayman Limited
しがぎんコンピュータサービス株式会社
株式会社しがぎん経済文化センター
株式会社滋賀ディーシーカード
しがぎんリース・キャピタル株式会社
株式会社しがぎんジェーシービー

②非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー２号投資事業有限責任組合
滋賀ベンチャー３号投資事業有限責任組合
滋賀ベンチャー４号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー２号投資事業有限責任組合
滋賀ベンチャー３号投資事業有限責任組合
滋賀ベンチャー４号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④　持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　10社

１月24日　　１社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)　有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)　当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(ハ)　当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年

その他　　３年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,524百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、出資先等の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借主側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は１百万円、税金等調整前当期純利益は15百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は13百万円であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第５号平成23年３月25日）により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年９月21日）により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）646百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,119百万円、延滞債権額は52,526百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は1,615百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,988百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,251百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,129百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	144,336百万円
その他資産（リース投資資産）	3,226百万円

担保資産に対応する債務

預　金	19,270百万円
債券貸借取引受入担保金	1,534百万円
借用金	2,558百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券76,201百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は818百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、811,020百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が788,463百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　10,745百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　45,126百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　3,974百万円

12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

13．社債は、劣後特約付社債であります。

14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は7,370百万円であります。

15．１株当たりの純資産額　886円58銭

16．連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細については、(リース取引関係）注記事項に記載しております。

17．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△43,938百万円
年金資産（時価）	22,293
未積立退職給付債務	△21,645
会計基準変更時差異の未処理額	―
未認識数理計算上の差異	8,911
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△54
連結貸借対照表計上額の純額	△12,788
前払年金費用	―
退職給付引当金	△12,788

(連結損益計算書関係)

1．「その他の経常費用」には、貸出金償却2,251百万円、株式等償却859百万円、株式等売却損431百万円、投資損失引当金繰入額641百万円を含んでおります。

2．当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地　域	主な用途	種　類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産（３カ所）	土地・建物・動産	226百万円
滋賀県外	営業用資産（１カ所）	土地・建物・動産	1,157百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを５％で割り引いて、それぞれ算定しております。

3．１株当たり当期純利益金額　17円71銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	265,450	―	―	265,450	
合　計	265,450	―	―	265,450	
自己株式					
普通株式	1,479	38	1	1,517	(注)
合　計	1,479	38	1	1,517	

(注) 当連結会計年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当連結会計年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年６月25日定時株主総会	普通株式	791百万円	３円	平成22年３月31日	平成22年６月28日
平成22年11月12日取締役会	普通株式	791百万円	３円	平成22年９月30日	平成22年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年６月24日定時株主総会	普通株式	791百万円	利益剰余金	３円	平成23年３月31日	平成23年６月27日

なお、上記については、平成23年６月24日開催の定時株主総会の議案として上程しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下「当行」という）は、滋賀県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しております。

当行の中核をなす銀行業務としては、地域の顧客からお預りした預金や金融市場等からの借入等により調達した資金を、営業エリア内の企業や個人等の顧客に対する貸出金及び有価証券投資等で運用しております。

この業務を行うため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利益が生じることがないよう、資産・負債の総合管理（以下「ＡＬＭ」という。なお、ＡＬＭは、Assets Liabilities Managementの略）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の企業や個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、対顧客販売目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。対顧客販売目的としては、国債・地方債を保有しております。純投資としては、主に国債・地方債・高格付社債を中心とした債券や投資信託を保有し、また、政策投資として株式を保有しております。これらは、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、純投資として保有している外貨建債券については、通貨スワップやレポ取引あるいはコール取引で外貨資金を調達することで、為替変動リスクを抑えた運用を行っております。

借入金及び社債は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買益の獲得のため、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引等を行っております。

これらのデリバティブ取引には、金利や為替などの市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの大きさや範囲から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するなど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業（又は企業グループ）あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、日次で管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し、信用状態や市場価格を日次で管理するとともに、定期的に常務会等へ報告する体制を整備しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で「市場リスク管理規程」を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとにＡＬＭ計画ならびにリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

(ⅰ)金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等のすべての資産・負債（オフ・バランス取引を含む）について、ＡＬＭの観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、「市場リスク管理規程」や基準書を定め、ＶａＲ及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にＡＬＭ委員会に報告しております。

(ⅱ)為替リスクの管理

当行では、為替変動リスクについて、為替リスクがある持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロールしております。

また、ＶａＲによるリスク許容量を設定し、リスク量がその範囲内に収まっていることを日次で管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、市場部門の組織をフロントオフィス（市場取引部門)、バックオフィス（事務管理部門)、ミドルオフィス（リスク管理部門）に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、取締役会で策定されたＡＬＭ計画及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえで、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、ＶａＲやＢＰＶを算出するとともに、定められたリスク許容額等の各種限度額の遵守状況を日次で管理し、経営陣に報告しております。

(iv)デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半はヘッジ目的であるため、市場リスクについては、デリバティブ取引と保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理しております。

(ⅴ)市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクのうち金利リスク及び株価変動リスクについて、統計的な手法であるＶａＲによりリスク量を定量的に把握するとともに、定期的にＡＬＭ委員会等へ報告するなど、適切にモニタリング・管理しております。なお、リスク量の計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間１年、信頼区間99%、観測期間２年）を採用しております。

（金利リスク）

当行では、「貸出金」、「有価証券」、「預金」をはじめとする全ての資産・負債ならびにデリバティブ取引を対象として、金利リスクを計測しております。

平成23年３月31日現在で当行の金利リスク量は、10,380百万円であります。

なお、普通預金等の流動性預金については、その一部を長期間銀行に滞留する預金として扱い、内部モデルに基づき各期間帯へ割り振り管理しております。

（株価変動リスク）

当行では、政策投資を目的とする株式を保有しておりますが、その株価変動リスク量は、平成23年３月31日現在で36,068百万円であります。

（バック･テスティング等）

当行では、ＶａＲにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、ＶａＲと損益を比較するバック・テスティングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、ＶａＲは過去の相場変動に基づき統計的に計測するため、前提条件や計測手法等によって異なる値となるほか、市場環境が激変する状況下ではリスクを適切に捕捉できない可能性があります。

なお、連結子会社が保有する金利リスク及び株価変動リスクは、当行に与える影響が軽微であることから、市場リスク量算出の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めることを基本方針として「流動性リスク管理規程」を定め、適切なリスク管理体制の構築を図っております。

日常の資金繰りについて、金融環境、資金化可能な流動資産の保有状況、予想される資金流出額などの状況を把握、管理するとともに、定期的に資金繰りに関する状況等をＡＬＭ委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) コールローン及び買入手形	85,259	85,259	―
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	3,857	3,857	―
その他有価証券	1,378,500	1,378,500	―
(3) 貸出金	2,768,107	――――	――――
貸倒引当金（※１）	△35,022	――――	――――
	2,733,084	2,751,205	18,121
資産計	4,200,701	4,218,823	18,121
(1) 預金	3,891,407	3,894,742	3,334
(2) 譲渡性預金	109,679	109,709	30
(3) 借用金	47,158	47,449	291
(4) 社債	20,000	20,545	545
負債計	4,068,245	4,072,447	4,201
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(171)	(171)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(13)	(13)	―
デリバティブ取引計	(185)	(185)	―

(※１) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※２) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１年未満）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。ただし、変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当行が定める一定の基準に基づき市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した場合については、合理的に算定された価額をもって時価とし連結貸借対照表に計上しております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は3,138百万円増加、「繰延税金資産」は1,268百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,869百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積りが困難なため、証券会社等から入手した価額を使用しております。その算定に使用されたモデル、価格決定変数は以下のとおりであります。

①モデルの概要

固定利付国債の価額に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来のキャッシュ・フローを想定し算出した現在価値。

②価格決定変数

割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債の利回り及び価額を使用。スワップションのボラティリティ期間は１カ月から10年、スワップ期間は１年から10年を使用。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間（１年未満）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間（１年以上）のもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金（消費者ローン等）については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　　債

(1) 預金、ならびに、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定期預金ならびに譲渡性預金のうち、預入期間が短期間（１年未満）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間（１年以上）のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 借用金

借用金のうち、約定期間が短期間（１年未満）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間（１年以上）のもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結子法人等の借用金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) 有価証券（その他有価証券)」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※１)(※２)	3,168
合　　計	3,168

(※１)　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※２)　当連結会計年度において、非上場株式について284百万円の減損処理を行っております。

(注３)　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
コールローン及び買入手形	85,259	―	―	―	―	―
有価証券（その他有価証券のうち満期があるもの）(※１)	165,615	226,327	252,449	198,344	336,342	67,297
貸出金（※２）	876,693	513,179	350,491	218,574	225,583	501,686
合　　計	1,127,569	739,506	602,940	416,918	561,926	568,983

(※１)　有価証券のうち、満期保有目的の債券はありません。
(※２)　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等54,646百万円、期間の定めのないもの27,251百万円は上記に含めておりません。

(注４)　社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（※）	3,308,472	562,311	20,624	―	―	―
譲渡性預金	109,679	―	―	―	―	―
借用金	22,011	3,776	1,370	―	20,000	―
社債	―	―	―	―	20,000	―
合　　計	3,440,163	566,087	21,994	―	40,000	―

(※)　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	83

２．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

3．その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	105,347	57,496	47,851
	債券	834,908	819,319	15,589
	国債	339,609	333,385	6,223
	地方債	231,922	226,996	4,926
	社債	263,377	258,937	4,440
	その他	68,129	67,636	493
	小　計	1,008,386	944,451	63,934
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,438	6,345	△906
	債券	285,927	287,823	△1,895
	国債	185,921	187,032	△1,110
	地方債	46,939	47,402	△463
	社債	53,066	53,388	△321
	その他	83,800	85,065	△1,265
	小　計	375,166	379,234	△4,067
合　　計		1,383,552	1,323,685	59,866

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,473	31	427
債券	193,209	3,846	3
国債	144,891	2,810	―
地方債	39,702	868	―
社債	8,615	167	3
その他	37,509	720	21
合　　計	232,192	4,598	452

6．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、626百万円（うち株式574百万円、債券51百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については連結決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については連結決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1．運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	7,876	30

2．満期保有目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）(平成23年３月31日現在)

該当ありません。

(リース取引関係)

貸主側

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,964百万円
見積残存価格部分	783百万円
受取利息相当額	△2,856百万円
リース投資資産	15,891百万円

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

１年以内	3百万円
１年超２年以内	1百万円
２年超３年以内	0百万円
３年超４年以内	0百万円
４年超５年以内	0百万円
５年超	―百万円

リース投資資産

１年以内	5,645百万円
１年超２年以内	4,680百万円
２年超３年以内	3,563百万円
３年超４年以内	2,280百万円
４年超５年以内	1,138百万円
５年超	656百万円

③リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法を定額法によっております。このため、リース取引開始日に遡及して利息法を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が774百万円多く計上されております。

借主側

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) 取得価額相当額

有形固定資産	36百万円
無形固定資産	―百万円
その他	―百万円
合計	36百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	29百万円
無形固定資産	―百万円
その他	―百万円
合計	29百万円

(3) 減損損失累計額相当額

有形固定資産	―百万円
無形固定資産	―百万円
その他	―百万円
合計	―百万円

(4) 年度末残高相当額

有形固定資産	6百万円
無形固定資産	―百万円
その他	―百万円
合計	6百万円

(5) 未経過リース料年度末残高相当額

1年内	3百万円
1年超	3百万円
合計	6百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定年度末残高 ―百万円

(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	5百万円
リース資産減損勘定の取崩額	―百万円
減価償却費相当額	5百万円
減損損失	―百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

第124期末（平成23年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**54,477**	**預金**	**3,899,175**
現金	34,278	当座預金	133,257
預け金	20,198	普通預金	1,486,372
コールローン	**85,259**	貯蓄預金	27,560
買入金銭債権	**16,651**	通知預金	12,223
商品有価証券	**599**	定期預金	2,154,992
商品国債	570	定期積金	12
商品地方債	29	その他の預金	84,757
金銭の信託	**7,876**	**譲渡性預金**	**109,679**
有価証券	**1,385,377**	**債券貸借取引受入担保金**	**1,534**
国債	525,531	**借用金**	**56,900**
地方債	278,861	借入金	56,900
社債	316,443	**外国為替**	**59**
株式	113,244	売渡外国為替	49
その他の証券	151,296	未払外国為替	9
貸出金	**2,774,834**	**社債**	**20,000**
割引手形	16,703	**その他負債**	**31,797**
手形貸付	147,242	未払法人税等	5,787
証書貸付	2,260,472	未払費用	9,030
当座貸越	350,416	前受収益	1,939
外国為替	**4,970**	従業員預り金	2,001
外国他店預け	4,027	給付補てん備金	0
買入外国為替	111	金融派生商品	3,530
取立外国為替	831	リース債務	153
その他資産	**14,772**	その他の負債	9,354
前払費用	21	**退職給付引当金**	**12,702**
未収収益	4,625	**役員退職慰労引当金**	**283**
金融派生商品	3,345	**睡眠預金払戻損失引当金**	**722**
その他の資産	6,780	**偶発損失引当金**	**429**
有形固定資産	**57,574**	**再評価に係る繰延税金負債**	**10,404**
建物	14,460	**支払承諾**	**26,990**
土地	39,322	**負債の部合計**	**4,170,679**
リース資産	153	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	2	**資本金**	**33,076**
その他の有形固定資産	3,636	**資本剰余金**	**23,949**
無形固定資産	**2,912**	資本準備金	23,942
ソフトウェア	2,744	その他資本剰余金	7
その他の無形固定資産	168	**利益剰余金**	**124,367**
繰延税金資産	**4,355**	利益準備金	9,134
支払承諾見返	**26,990**	その他利益剰余金	115,232
貸倒引当金	**△34,215**	固定資産圧縮積立金	307
投資損失引当金	**△641**	別途積立金	110,693
		繰越利益剰余金	4,231
		自己株式	**△934**
		株主資本合計	**180,459**
		その他有価証券評価差額金	**40,658**
		繰延ヘッジ損益	**0**
		土地再評価差額金	**9,999**
		評価・換算差額等合計	**50,658**
		純資産の部合計	**231,118**
資産の部合計	**4,401,797**	**負債及び純資産の部合計**	**4,401,797**

第124期 〔平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで〕 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**81,200**
資金運用収益	**63,695**	
貸出金利息	47,996	
有価証券利息配当金	15,034	
コールローン利息	351	
預け金利息	13	
スワップ受入利息	56	
その他の受入利息	243	
役務取引等収益	**10,270**	
受入為替手数料	3,424	
その他の役務収益	6,845	
その他業務収益	**5,527**	
外国為替売買益	839	
商品有価証券売買益	25	
国債等債券売却益	4,657	
国債等債券償還益	4	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**1,707**	
株式等売却益	31	
金銭の信託運用益	170	
その他の経常収益	1,505	
経常費用		**72,380**
資金調達費用	**7,945**	
預金利息	6,209	
譲渡性預金利息	297	
コールマネー利息	1	
売渡手形利息	9	
借用金利息	1,034	
社債利息	378	
その他の支払利息	14	
役務取引等費用	**4,116**	
支払為替手数料	626	
その他の役務費用	3,489	
その他業務費用	**155**	
国債等債券売却損	43	
国債等債券償却	51	
金融派生商品費	59	
その他の業務費用	1	
営業経費	**46,518**	
その他経常費用	**13,644**	
貸倒引当金繰入額	8,682	
貸出金償却	2,194	
株式等売却損	427	
株式等償却	859	
金銭の信託運用費用	44	
その他の経常費用	1,435	
経常利益		**8,819**
特別利益		**1,511**
固定資産処分益	**51**	
償却債権取立益	**1,459**	
特別損失		**1,561**
固定資産処分損失	**163**	
減損損失	**1,383**	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	**13**	
税引前当期純利益		**8,769**
法人税、住民税及び事業税	**5,773**	
法人税等調整額	**△849**	
法人税等合計		**4,923**
当期純利益		**3,845**

第124期 〔平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで〕 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	33,076
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	33,076
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	23,942
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	23,942
その他資本剰余金	
前期末残高	7
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	7
資本剰余金合計	
前期末残高	23,950
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	23,949
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	9,134
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	9,134
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	307
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	307

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
別途積立金	
前期末残高	109,893
当期変動額	
別途積立金の積立	800
当期変動額合計	800
当期末残高	110,693
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,409
当期変動額	
剰余金の配当	△1,583
別途積立金の積立	△800
当期純利益	3,845
土地再評価差額金の取崩	360
当期変動額合計	1,822
当期末残高	4,231
利益剰余金合計	
前期末残高	121,745
当期変動額	
剰余金の配当	△1,583
別途積立金の積立	―
当期純利益	3,845
土地再評価差額金の取崩	360
当期変動額合計	2,622
当期末残高	124,367
自己株式	
前期末残高	△916
当期変動額	
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△17
当期末残高	△934
株主資本合計	
前期末残高	177,855
当期変動額	
剰余金の配当	△1,583
当期純利益	3,845
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	360
当期変動額合計	2,604
当期末残高	180,459

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	44,536
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,877
当期変動額合計	△3,877
当期末残高	40,658
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0
当期変動額合計	0
当期末残高	0
土地再評価差額金	
前期末残高	10,359
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△360
当期変動額合計	△360
当期末残高	9,999
評価・換算差額等合計	
前期末残高	54,895
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,237
当期変動額合計	△4,237
当期末残高	50,658
純資産合計	
前期末残高	232,751
当期変動額	
剰余金の配当	△1,583
当期純利益	3,845
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,237
当期変動額合計	△1,632
当期末残高	231,118

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3)「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年
その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,524百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、出資先等の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は１百万円、税引前当期純利益は15百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は13百万円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1．関係会社の株式（及び出資金）総額　　1,968百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,098百万円、延滞債権額は52,449百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は1,611百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,866百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,026百万円であります。

なお、上記2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,129百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　　144,336百万円

担保資産に対応する債務

預　　金　　19,270百万円

債券貸借取引受入担保金　　1,534百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券76,201百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は812百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、775,884百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が753,328百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　10,745百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　43,931百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　3,974百万円

12．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,600百万円が含まれております。

13．社債は、劣後特約付社債であります。

14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,370百万円であります。

15．１株当たりの純資産額　875円66銭

16．貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車及び電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得価額相当額

有形固定資産	223百万円
無形固定資産	―百万円
そ　の　他	―百万円
合　　計	223百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	178百万円
無形固定資産	―百万円
その他	―百万円
合計	178百万円

(3) 減損損失累計額相当額

有形固定資産	―百万円
無形固定資産	―百万円
その他	―百万円
合計	―百万円

(4) 期末残高相当額

有形固定資産	45百万円
無形固定資産	―百万円
その他	―百万円
合計	45百万円

(5) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	33百万円
1年超	12百万円
合計	45百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定の期末残高 ―百万円

(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	51百万円
リース資産減損勘定の取崩額	―百万円
減価償却費相当額	51百万円
減損損失	―百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

17. 関係会社に対する金銭債権総額 8,589百万円

18. 関係会社に対する金銭債務総額 28,594百万円

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地　域	主な用途	種　類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産（３カ所）	土地・建物・動産	226百万円
滋賀県外	営業用資産（１カ所）	土地・建物・動産	1,157百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを５％で割り引いて、それぞれ算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	144百万円
役務取引等に係る収益総額	117百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	47百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	613百万円
役務取引等に係る費用総額	857百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,789百万円

3. 関連当事者との取引

① 子会社

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
株式会社 滋賀ディーシーカード	所有 45.00% [88.00%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 保証料の支払	△532 30 24 270	証書貸付 当座貸越 未収収益 未払費用 前受収益	950 473 2 23 2	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株式会社 しがぎん ジェーシービー	所有 47.50% [93.33%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取	△227 17 15	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益 未払費用	414 492 5 3 0	同上
しがぎん リース・ キャピタル 株式会社	所有 4.98% [41.96%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 リース料の支払他	△150 95 16 75	証書貸付 未収収益 リース資産 前受収益 未払費用 リース債務	6,250 0 153 29 0 153	同上
Shiga Preferred Capital Cayman Limited	所有 100.00%	利息の支払	607	借入金 未払費用	20,600 111	同社からの資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注) 1. 「議決権等の所有割合」欄の[ ]内は、子会社による間接所有割合を含む所有割合であります。
2. 「取引の内容」欄の資金の貸付（純額）及び社債の引受（純額）ならびに支払保証（純額）については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。以下、本項において同様であります。

② 役員及びその近親者

氏名	議決権等の被所有割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
藤田喜久	―	資金の貸付(純額) 利息の受取	△0 0	証書貸付 未収収益	28 0	同人に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

③　役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
西川産業株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 利息の受取他	190 15	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益	500 960 0 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
西川リビング株式会社	被所有 0.36%	資金の貸付(純額) 支払保証(純額) 利息の受取他	100 54 27	証書貸付 当座貸越 支払承諾見返 未収収益 前受収益	683 600 79 0 0	同上

4．１株当たり当期純利益金額　　14円56銭

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	1,479	38	1	1,517	(注)
合　計	1,479	38	1	1,517	

(注) 当事業年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当事業年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	83

2．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年３月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,361
関連法人等株式	―
合　　計	1,361

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	105,199	57,429	47,770
	債券	834,908	819,319	15,589
	国債	339,609	333,385	6,223
	地方債	231,922	226,996	4,926
	社債	263,377	258,937	4,440
	その他	68,090	67,597	493
	小　計	1,008,199	944,345	63,853
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,437	6,344	△906
	債券	285,927	287,823	△1,895
	国債	185,921	187,032	△1,110
	地方債	46,939	47,402	△463
	社債	53,066	53,388	△321
	その他	83,800	85,065	△1,265
	小　計	375,165	379,233	△4,067
合　　計		1,383,365	1,323,579	59,786

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,846
合　　計	1,846

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

該当ありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売　却　額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,473	31	427
債券	193,209	3,846	3
国債	144,891	2,810	―
地方債	39,702	868	―
社債	8,615	167	3
その他	37,509	720	21
合　　計	232,192	4,598	452

7．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、626百万円（うち株式574百万円、債券51百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1．運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	7,876	30

2．満期保有目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	20,229百万円
有価証券評価損否認	7,046
退職給付引当金損金算入限度額超過額	7,538
減価償却費損金算入限度額超過額	1,432
未払事業税否認	453
その他	3,065
繰延税金資産小計	39,764
評価性引当額	△16,073
繰延税金資産合計	23,691
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△208
その他有価証券評価差額金	△19,127
繰延税金負債合計	△19,336
繰延税金資産の純額	4,355

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月９日

株式会社　滋　賀　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　村　　猛	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　幸　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　津　誠　司	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月９日

株式会社　滋　賀　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　村　　猛	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　幸　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　津　誠　司	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月12日

株式会社 滋賀銀行　監査役会

常勤監査役　藤　井　　実　㊞

常勤監査役　水　谷　正　道　㊞

社外監査役　西　川　甚五郎　㊞

社外監査役　安　原　　正　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続することを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき　３円

総額　791,799,996円

（ご参考）中間配当１株につき３円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は１株につき６円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年６月27日

2．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　2,000,000,000円

第２号議案　取締役17名選任の件

取締役18名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	髙田紘一 (昭和14年７月16日生)	昭和37年４月　日本銀行入行 平成３年５月　同 考査局長 平成５年５月　同 監事 平成６年11月　同 退職 平成６年11月　当行常勤顧問 平成７年６月　同 取締役副頭取 平成９年６月　同 取締役頭取 平成20年６月　同 取締役会長（現任）	80,000株
2	大道良夫 (昭和23年８月10日生)	昭和47年４月　当行入行 平成13年６月　同 取締役審査部長 平成14年６月　同 取締役営業統轄部長 平成15年６月　同 常務取締役営業統轄部長 平成16年６月　同 常務取締役 平成18年４月　同 専務取締役 平成19年６月　同 取締役副頭取 平成20年６月　同 取締役頭取（現任） 監査部担当	58,000株
3	磯部和夫 (昭和25年９月13日生)	昭和48年４月　当行入行 平成15年６月　同 取締役総合企画部長 平成16年６月　同 常務取締役総合企画部長 平成17年６月　同 常務取締役 平成19年６月　同 専務取締役（現任） 総合企画部担当	26,000株
4	吉田郁雄 (昭和30年２月７日生)	昭和52年４月　当行入行 平成15年４月　同 石山支店長 平成16年６月　同 営業統轄部長 平成18年６月　同 取締役京都支店長 平成21年６月　同 常務取締役（現任） 総務部、市場金融部担当	15,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
5	にし ざわ ゆき お 西 澤 由紀夫 (昭和30年７月11日生)	昭和53年４月　当行入行 平成16年６月　同 八幡支店長 平成19年６月　同 総合企画部長 平成20年６月　同 取締役総合企画部長 平成21年６月　同 常務取締役（現任） 秘書室、審査部担当	17,150株
6	たか はし しょうじろう 高 橋 祥二郎 (昭和31年８月20日生)	昭和54年４月　当行入行 平成15年６月　同 草津支店長 平成18年６月　同 営業統轄部長 平成20年６月　同 取締役営業統轄部長 平成21年６月　同 取締役京都支店長（現任）	20,100株
7	にし かわ けんざぶろう 西 川 健三郎 (昭和30年11月１日生)	昭和53年４月　当行入行 平成16年６月　同 水口支店長 平成19年６月　同 彦根支店長 平成21年６月　同 取締役大阪支店長（現任）	14,000株
8	おく ひろし 奥 博 (昭和30年11月26日生)	昭和54年４月　当行入行 平成16年10月　同 人事部副部長 平成18年６月　同 石山支店長 平成21年６月　同 取締役東京支店長（現任）	23,980株
9	おお た すすむ 大 田 伸 (昭和28年１月25日生)	昭和51年４月　当行入行 平成17年６月　同 監査部副部長 平成18年６月　同 監査部長 平成19年６月　同 取締役監査部長（現任）	17,000株
10	こ だま しん いち 児 玉 伸 一 (昭和32年１月19日生)	昭和54年４月　当行入行 平成15年11月　同 審査部副部長 平成17年６月　同 長浜支店長 平成20年６月　同 取締役総務部長 平成21年６月　同 取締役営業統轄部長（現任）	9,000株
11	もろ とう はじめ 諸 頭 一 (昭和30年11月30日生)	昭和53年４月　当行入行 平成15年６月　同 野洲支店長 平成17年６月　同 事務集中部長 平成20年６月　同 人事部長 平成21年６月　同 取締役人事部長（現任）	10,338株
12	いま い えつ お 今 井 悦 夫 (昭和31年９月20日生)	昭和54年４月　当行入行 平成15年10月　同 審査部副部長兼企業経営支援室長 平成18年６月　同 草津支店長 平成21年６月　同 取締役審査部長（現任）	19,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
13	森谷圭一 (もりたにけいいち) (昭和31年11月８日生)	昭和55年４月　当行入行 平成17年６月　同 野洲支店長 平成19年６月　同 水口支店長 平成21年６月　同 総務部長 平成22年６月　同 取締役総務部長（現任）	10,050株
14	岩﨑博 (いわさきひろし) (昭和32年４月１日生)	昭和54年４月　当行入行 平成17年６月　同 事務システム部副部長 平成17年７月　同 システム部副部長 平成20年６月　同 システム部長 平成22年６月　同 取締役システム部長（現任）	24,050株
15	※ 十二里和彦 (じゅうにりかずひこ) (昭和32年２月21日生)	昭和55年４月　当行入行 平成18年６月　同 今津支店長 平成19年６月　同 八幡支店長 平成21年６月　同 彦根支店長（現任）	9,311株
16	※ 林一義 (はやしかずよし) (昭和33年２月10日生)	昭和55年４月　当行入行 平成17年５月　同 八幡駅前支店長 平成20年６月　同 経営管理部参事役 平成22年６月　同 経営管理部長（現任）	15,577株
17	※ 若林岩男 (わかばやしいわお) (昭和33年３月28日生)	昭和55年４月　当行入行 平成18年９月　同 証券国際部次長 平成21年１月　同 市場金融部副部長 平成21年６月　同 市場金融部長（現任）	4,561株

(注)　1.　各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
　　2.　※は新任の候補者であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 西川　甚五郎 氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株　式　数
※ 引馬（ひくま）　滋（しげる） (昭和21年11月６日生)	昭和45年４月　日本銀行入行 平成９年９月　同 経営管理局長 平成10年５月　同 理事 平成12年５月　同 退職 平成13年５月　ＣＲＤ運営協議会（現　一般社団法人ＣＲＤ協会）代表理事 平成21年６月　同 代表理事会長 平成23年３月　同 退会 (重要な兼職の状況) 横河電機株式会社　社外監査役 旭硝子株式会社　社外監査役	0株

(注)　1．監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2．引馬滋氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。

3．引馬滋氏を社外監査役候補者とした理由は、日本銀行および他の法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を当行の監査に反映していただくことを期待したためであります。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

4．社外監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。
当行は、定款において社外監査役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、本議案において引馬滋氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、定款第38条の規定の範囲内である1,000万円又は次の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。
①　その在職中に銀行から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額
②　銀行の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額

5．※は新任の候補者であります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます 森　悦雄 氏、井上　泰彦 氏、中川　浩 氏および井上　則男 氏の４名に対し、その在任中の労に報いるため、当行における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
森（もり）　悦雄（えつお）	平成15年６月　当行取締役 平成18年４月　同 常務取締役（現任）
井上（いのうえ）　泰彦（やすひこ）	平成15年６月　当行取締役 平成19年６月　同 常務取締役（現任）
中川（なかがわ）　浩（ひろし）	平成17年６月　当行取締役 平成19年６月　同 常務取締役（現任）
井上（いのうえ）　則男（のりお）	平成19年６月　当行取締役（現任）

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1. ご留意いただく事項

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト**(http://daiko-sb.gcan.jp)**をご利用いただくことによってのみ可能です。
※インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

(2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

(4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成23年６月23日(木曜日)）午後５時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

2. お手続きの方法

(1) **http://daiko-sb.gcan.jp**にアクセスしてください。
「QRコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法
バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

(2) 株主さま確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主さま以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主さまの任意の「新パスワード」に変更していただきます。
※ 「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

(4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) パソコンによるインターネット接続の場合

① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、またはNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

② 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。)

(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

① SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

② 以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ

(EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。)

4. お問い合わせ先（通話料無料）

(1) インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のご連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120－911－860［受付時間：24時間］

(2) 上記以外の株式に関する各種お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

電話　0120－255－100

［受付時間　9:00～17:00（土、日、祝祭日、年末年始を除く）］

＜機関投資家の皆さまへ＞

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

〔メ モ 欄〕

株主総会会場のご案内

場所／大津市浜町１番38号
当行本店２階ホール
電話(077)524－2141(代表)

※ 会場付近は、車両一方通行箇所が多いのでご注意ください。